

明 る い 郷 土

住 み よ い 高 萩



才 52 号

12 月 5 日 発 行

発 行 高 萩 市 役 所
編 集 総 務 課
印 刷 藤 枝 印 刷 所

正、副議長

常任委員など決る

議長 鈴木 雄
副議長 豊田 武門

◎常任委員会

総務委員会 (七名)

委員長 鈴木 道雄
副委員長 田那辺正男
委員 鈴木 猷
平山 俊郎
沼田 保
大久保 清
石 安太郎

文教厚生委員会 (八名)

委員長 舟生 一郎
副委員長 大和田知之
委員 矢代 光史
渡辺 伝
大田 薫
真鍋 博
田所 幸男
中島 豊

経済委員会 (七名)

委員長 川松 光彦
副委員長 穂積 政次
委員 豊田 克美
棚谷 立夫
鈴木 好之
大田 重高

建設委員会 (七名)

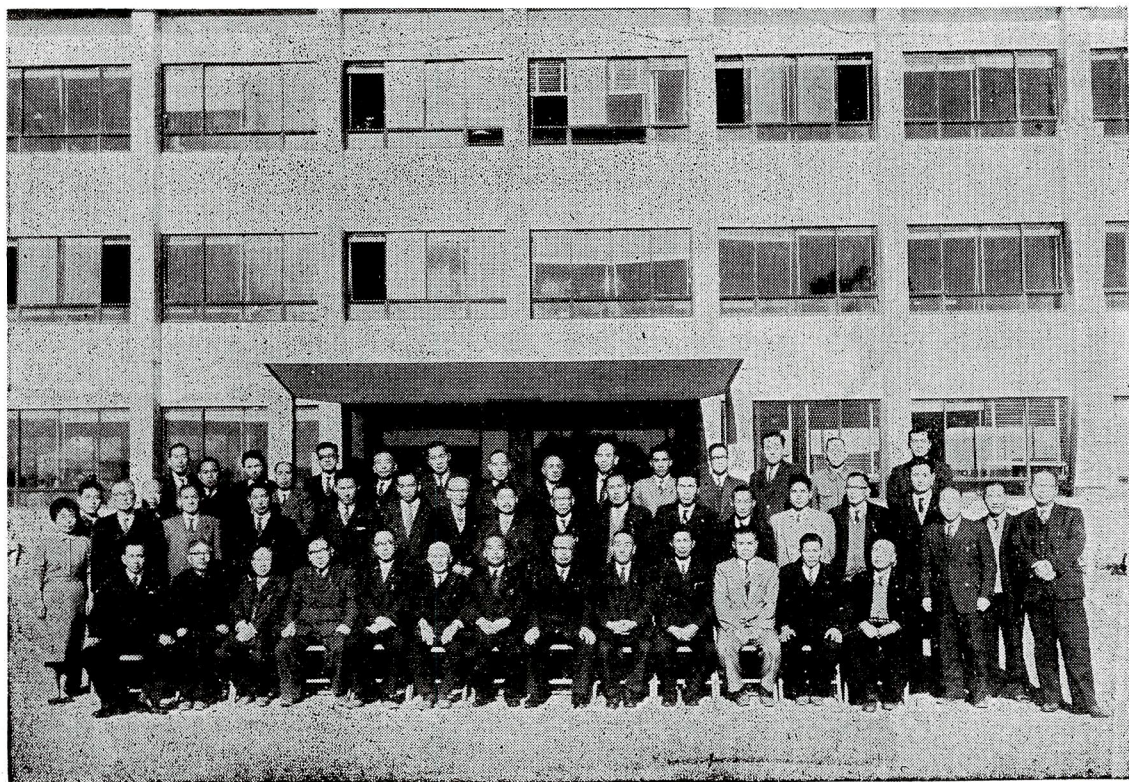
委員長 吉田 秀吉
副委員長 上田 助重
委員 豊田 武門
渡辺 東治
藤井 実
矢代 良三
作山 巖

◎臨時出納検査立会議員

石 安太郎
作山 巖
豊田 克美
都市計画地方審議会委員

◎防疫組合の議会議員

大和田知之
小松 正治
平山 俊郎
藤井 実
矢代 良三
渡辺 伝
真鍋 博
田所 幸男



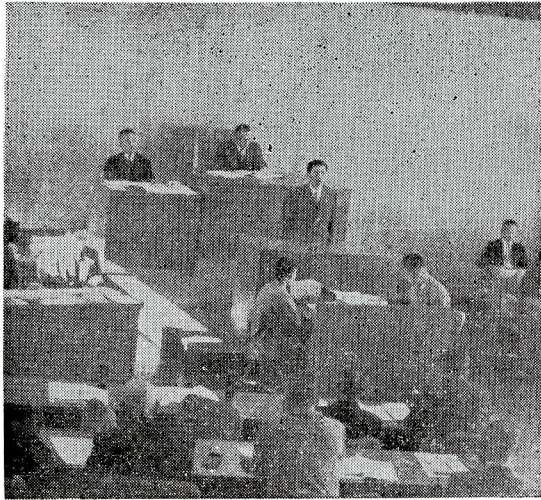
改選後初の 市議会臨時会開く

高秋市議会議員一般選挙後初めての市議会臨時会は秋晴れの十一月二十八日に議員全員出席のもとに高秋市議会議場において午前十時三十分から会期三日間の予定で開会された。

一般選挙後初の市議会のため開会当初に臨時議長の紹介があり最年長者である渡辺東治議員が正式に議長が決まるまで臨時に議長の職務を行った。

本会の議事は概略次のとおりである。

- (一) 開会前
- (2) 臨時議長紹介
- (1) 市長の議会招集の



- (3) 議員と執行部の自己紹介
- (1) 市長その他議事参事員との報告
- (2) 議事日程報告
- (3) 議席の決定
- (4) 会期の決定
- (5) 議事

選挙才二号 議長選挙について
本件は地方自治法才百三
条の規定によつて行つた議長
の選挙でその選挙の方法は
投票で行なつた。
投票の結果は次のとおり
である。

投票総数	三十票
有効投票	二十二票
白票	八票
当選	鈴木 藤雄 十二票
	舟生 一郎 五票
	大久保 清 五票
選挙才三号	副議長選挙につ
いて	
本件も同じく法の定める	
ところによりその選挙の方	
法は投票で行つた。	
投票の結果は次のとおり	
である。	
投票総数	三十票
有効投票	二十八票
白票	二票
当選	豊田 武門 十七票
	中島 豊 五票
	大和田知之 五票
	矢代 光史 一票
選挙才五六号	市議会常任
委員の選任について	
本件は地方自治法才百九	
条才二項の規定に基いて本	
市議会に条例をもつて常任	
委員会が設置されているた	
め条例才五条の定めにより	
それ／＼所官の委員を選任	
するものである。	
選任については議員個々	
の希望をとり、その希望を	
参考として委員の割ふり	
を行い議長が指名し会議に	
はかつて次のように決定し	
た尚委員長及び副委員長は	
委員会毎に互選したもので	
ある。(一面掲載)	
選挙才四号	臨時出納検査
立会議員の互選について	
本件は地方自治法才二百	
四十条才二項の規定により	
年二回出納事務の臨時検査	
の立会を行う委員三名を互	
選するものである。	
互選の方法は選考委員を	

立てその推せんした者につ
いて会議にはかつて決定し
た。(一面掲載)

選挙才五号 都市計画地方
審議会委員の選挙につ
いて

本件は審議会令才八条才
一項才四号の規定により市
の議会議員の中から委員を
選挙することになつて
いるためその委員五名の選挙で
ある。

選挙の方法は同じく選考
委員会による推せんの方法
で決定した。(一面掲載)

選挙才六号 高秋市及び十
王町防疫組合議会議員補
欠選挙について

みんなで明るいお正月を

毎年歳末には市民の皆さ
まから物心両面から多大の
援護を受け、市民のうち思
まれない不幸な方々に明日
への希望と生きる喜びとを
与えて下さつたあたたかい
愛情に心からお礼申し上げ
ます。

つきましては、本年も全
国的に昨年同様歳末たすけ
あい運動が行われ本市でも
次の要領で行うことになり
ましたから市民助けあい精
神によりご理解あつた協力
をお願い申し上げます。

一、期 間
十二月一日
十二月十五日

二、寄附していただく金品
寄附していただくものは
現金と白米です。

(1) 現金 一世帯五十円程度
(2) 白米 一世帯五合程度

を標準とします。

三、寄附金品の取扱
世話人連絡員の方々が寄

附芳名簿を持つてご家庭
に参ります。

四、寄附して戴いた金品
の配分については、配分
審査会を開き十二月二十
四日頃配分する予定です

本件は一部事務組合とし
て高秋市と十王町とで設置
されている防疫組合の議会
議員の三名の欠員を生じ
たのでその補欠選挙を行う
ものである。

選挙の方法は同じく選考
委員会による推せんの方法
で決定した。(一面掲載)

議案才五九号 高秋市議会
事務局設置条例設定につ
いて

本件は高秋市議会事務局
設置に関する条例で従来も
事務局の設置条例は設定さ
れていたがその条文内容に
ついて運営上極めて支障を
来す部面が生じたため全面

的改正を行い従来の条例を
廃しここに新たに条例を設
定したものである。

報告才七号 専決処分事項
の報告について

本件は本年三月の予算市
会で議決された一時借入金
に関する議決の変更で年度
内支出のため三千万円の借
り入れ議決をしてあつたも
のを四千万円とした長専決
処分に関する報告事項で
ある。

以上本会提出の議事を全
部終了したので午後三時三
十五分会期三日を一日で繰
り上げ閉会した。

納税にご協力を 歳末納税完納促進運動

皆さま方のご協力により
まして納税成績も向上し、
滞納額も少なくなつて参り
ました。

しかしながら未だ千七百
万円の滞納があり、市では
納税思想の高揚や、共同社
会における各自の負担が社
会一般の繁栄をもたらさし、
それがひいては自己の利益
になるという親念と理解の
徹底を計り皆さま方になお
一層のご協力を願ひ滞納を
一掃するため「納税完納強
調期間」を定め強力にこの
運動を推進し健全財政の確
立を期しそつとするもので
あります、皆さまのご理解
とご協力を願ひます。

二、運動の期間

十一月二十一日～
十二月二十五日

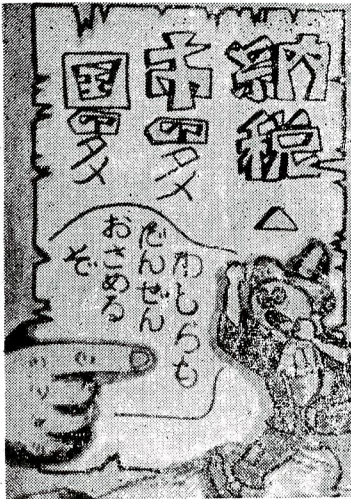
三、運動の要領

- (1) 懸垂幕の設置
市役所及び旧支所の玄
関入口に設置する
- (2) 横断幕の設置
市内樞要の地に横断幕
を設置する
- (3) 納期限内窓口完納奨
励

期限内窓口完納等の納
税道義の涵養に万全を
期するため固定資産税
都市計画税才三期納税
者に完納マッチを配付
する

一、目 標
現年度分 九五％
滞納繰越分 五〇％

- (4) スライドの上映
市内三映画劇場にスラ
イドを上映し、納税思
想の高揚につとめる
- (5) 特設督励班の編成



歳末納税完納促進運動

11月21日より
12月31日まで

◎市 税 を 完納致しましょう！

市民の皆さまのご理解とご協力を得て
市税の完納を期したくこの運動を設け
ました。

年々納税の成績は向上して参りました
がまだ多額の滞納額があります。

市では本年度は秋山、東南小学校舎の
増改築、市営住宅の建設、道路の整備、
新農村建設事業等いろいろな事業を計
画し、実施に移しております。然しこ
れら事業の資金には苦心して居るこ
ろであります。

滞納市税を納めていただくことによつ
て以上の様な皆さまのためになる事業
が促進され完成されます。

大高萩市建設のためぜひ期間内に市税
の完納にご協力下さい。

◆十二月に納めていただく税金は……
固定資産税 (第三期) で
都市計画税 (第三期) で

十二月二十五日限りです
高萩市役所

◎市税を完納して輝かしい新春を迎えましょう◎

納 税 一 覧 表

税 目	期 別	納 期
市 県 民 税	1 期	6月30日
	2 期	8月31日
	3 期	10月31日
	4 期	1月31日
固 定 資 産 税 都 市 計 画 税	1 期	4月30日
	2 期	7月31日
	3 期	12月25日
	4 期	2月28日
国民健康保険税	1 期	4月30日
	2 期	8月31日
	3 期	11月30日
	4 期	1月31日
軽自動車税	全 期	5月31日
木材取引税	随 時	随 時

納税貯蓄組合設立についてお知らせ

高萩市の皆様…… 納税貯蓄組合をつくりましょう！！

- 目下市では「納税貯蓄組合の設立」につ
いて奨励金を交付して居ります。納税者の皆
さんが税金を確実に納めて居ることは、市に
対しては、一日掛ける、月掛ける、心掛けの
法で、やうやく、月掛ける、心掛けの、方
法です。この納税貯蓄組合を通じて税金を完納す
れば、この納税貯蓄組合を通じて税金を完納す
る納税者の、納税額千円に
(1) 納期限満了に納付した納税額千円につ
(2) 納期限満了に納付した納税額千円につ
(3) 納期限満了に納付した納税額千円につ
(4) 納期限満了に納付した納税額千円につ
(5) 納期限満了に納付した納税額千円につ
(6) 納期限満了に納付した納税額千円につ
(7) 納期限満了に納付した納税額千円につ
(8) 納期限満了に納付した納税額千円につ
(9) 納期限満了に納付した納税額千円につ
(10) 納期限満了に納付した納税額千円につ

◆完納で明るい我が家が、我が郷土！

高萩市役所

納税貯蓄組合は市のため あなたのためです

納税は日かげ 月かげ 心かげ

成人式について

昭和三十五年一月十五日は「成人の日」でありますので、高萩市においても例年通り式典を挙行し新しく成人になられる方々を祝福しその門出を激励いたします。

念じます。この日女性の八、九割が華やかな和服姿「美しい矢張り日本人には和服がピッタリ」とは片隅に聞く声。晴れの式典だし、幾年ぶりで普段疎遠であつた友達にも逢う、着飾つた晴れ姿を見せたいのは娘心、泣いても着せてやりたいのが親心、だがしかし、日本の伝統的和服の良さを全面的に拒否する訳ではないが

矢張りこれからの人は通常の実生活と結び合わせて簡素、清潔、活動的な洋装が一番いいと思う。なかには和服の中に洋服姿の己に異質を感じ早々に退散した女性もいたとか、甚だ残念に思う。洋服こそ実用的だし、そこに和服の美しさを乗り越えて行く必要性、合理性がうちに秘めている清新な美の理念を発見し認識すべきだ。来年のことを云えば鬼が笑うかも知れないが次回の成人式にはさつぱりした洋服姿で場内が埋まることが望んでいます。

青色申告はあなたの企業を合理化させる

御参考までに本年二月号の市報を再掲載しますからもう一度じっくりと自分の実生活とそれを支える精神性とをみつめていただきたく願ひ致します。

青色申告制度施行十周年を迎え、各地の青色申告会は発展しております。

この十年間に当関東信越国税局管内の青色申告者は八七千余人を数えるに至り

ました。

また青色申告会も次々に結成され、現在四五五組合員数も四四千人と増えています。

このように青色申告会が増加したことは、納税者各位が正しい記帳によつて企業の合理化を図り税法上の特典利用を認識されたことを示すものです。

この反面記帳を面倒視しておる白色申告者は、正確な記帳がないため、合理的経営ができず、その上青色申告者に認められている税法の特典が認められないため多額な税金を納め、依然と

して税金の重荷に苦しんでおります。そこで青色申告をされている方は年内に帳簿を備え来年こそは明るい納税をされることを望んでおります。

青色申告者に対しては二四項目に亘り特典が認められておりますが、主なものは次のとおりです。
一、配偶者や子供など十五才以上の同居家族で家業の専従者へ支払う給料は年間八万円まで必要経費として所得金額から控除できる。
二、接待費、交際費、寄附金、固定資産税、自動車税など家事に関連する経費のうち、収入を得るために直接必要であつたことが明らかになつた部分の金額は必要経費に算入される。
三、売掛金などの債権が貸倒れになる危険に備える貸倒れ準備金は必要経費に算入できる(限度は年末の貸金合計額の五%)
四、手持商品などの値下りによる損失に備えて設ける価格変動準備金も必要経費になる。
五、青色申告者に対して更正する場合には、その理由を更正通知書に書き添える。
六、異議申立中は税金の督促や滞納処分を待つてもらえる。

暮しの計画化を

これから年末にかけて、サラリーマンには年末賞与、農家には農産物代金、まとまつたお金がふところに流れこみ、ついでに大きくなつて無計画な消費に陥りやすい時期になります。

ある農家に嫁いだ若い女性には、「農家ではとくに近隣のまね、また負けたくないという気持ちから色々農機

具を買いこんでしまい、一年の収入は農機具代、肥料代と一度に消えてなくなる始末です。つまり一年の汗の結晶である収穫を終え、ほつとしたときにはもう手元一文も残らず赤字が残るだけです」と話していました。

豊作貧乏を追求するため歳末には家族みんなで反省検討し、暮しの計画化をすすめましょう。

ヤヨツギン
ヤヨツギン
ヤヨツギン

年数	郵便局の定期 (利3%)	銀行の定期
1年	3.0%	3.0%
2年	3.0%	3.0%
3年	3.0%	3.0%
4年	3.0%	3.0%
5年	3.0%	3.0%
10年	3.0%	3.0%

10万円が生も利子くらべ

郵便局の定期貯金は、長期預金よりも、銀行・農協の定期貯金よりも、**こんなに有利**……

暮のボーナスは郵便局の定期貯金